

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	8	電気通信格差是正対策
分科会	2	企画分科会	調整項目	1	テレビ難視聴対策

中条町担当	総務課	企画調整係	担当者名	
黒川村担当	企画財政課	企画係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考																				
記載事項	中 条 町	黒 川 村																						
1. 名称	町独自の制度はない。	黒川村テレビ難視聴地域解消対策事業	合併時引き続き存続する。	平成 16 年 3 月 19 日 付け情第 840 号 「新潟県テレビ難視 聴地域解消対策事業」 の廃止通知受領 デジタル放送開 始される段階で国の 動向を踏まえ対応し ている旨明記																				
2. 対象事業等	テレビ難視聴地区 仁谷野地区が難視聴区域として共同アンテナを設置済	・事業の対象となる施設 テレビサテライト局（中継局） 辺地共同受信施設 ・交付基準 テレビサテライト局（中継局）設備事業 1局につき500万円を限度とする。 辺地共同受信施設 団体がNHKと共同で設置する場合：団体加入世帯数に1万円を 乗じて得た額を控除した額又は、団体加入世帯数に1万円を乗じ て得た額。 団体が単独で設置する場合：団体加入世帯数に30万円を乗じて 得た額を限度とする。 補助金交付要綱第3条 別表第一																						
3. 交付の条件	町独自の制度はない。	・交付の条件 補助金交付要綱第4条第1号から4号まで ただし、別表第1の2の1に該当する場合は、適用しない。																						
4. 補助金の交付申請	町独自の制度はない。	・補助金の交付申請 補助金交付要綱第5条																						
5. 実績報告書	町独自の制度はない。	・実績報告書 補助金交付要綱第8条																						
			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">財政への影響額</td> <td colspan="2">単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	0	0		黒川村	0	0		計	0	0	
財政への影響額		単位：千円																						
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																					
中条町	0	0																						
黒川村	0	0																						
計	0	0																						
関係法令等			備考 平成15年度当初予算ベース																					